

延滞利息制度の導入について

平成27年4月7日
北陸電力株式会社

当社は、現在、電気料金に早遅収料金制度を適用しておりますが、お客さまに分かりやすい制度とするため、平成28年4月分の電気料金から早遅収料金制度を廃止し、延滞利息制度を導入することといたしました。

これを踏まえ、本日（4月7日）、経済産業大臣へ電気供給約款および選択約款^{※1}ならびに電気最終保障約款^{※2}の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

※1 低圧供給のお客さまが、電気供給約款とは別に選択できる約款。

※2 高圧・特別高圧供給のお客さまが、どの供給事業者とも契約が成立しない場合、当社と契約する際に適用する約款。

現行の早遅収料金制度では、早収期限日（検針日の翌日から20日目）前は早収料金を、早収期限日経過後は早収料金の3%（遅収加算額）を加算した遅収料金をお支払いいただいております。

今回の制度見直しにより、支払期日（検針日の翌日から30日目）経過後にお支払いいただく場合には、その経過日数に応じて1日あたり約0.03%（年10%）の延滞利息をお支払いいただくこととなります。

なお、高圧・特別高圧供給のお客さまについても、同様の制度変更を行います。

延滞利息制度の導入時期

＜低圧供給のお客さま＞

平成28年4月1日以降の検針分から導入

＜高圧・特別高圧供給のお客さま＞

平成28年4月1日以降のご使用分から導入

低圧供給のお客さまに係る取扱い

- ・支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は延滞利息を申し受けません。（11日目以降は、支払期日の翌日から起算した日数分の延滞利息を申し受けます。）
- ・延滞利息額に延滞利息対象額^{※3}の3%（現行の遅収加算額相当）の上限を設定しています。

※3 燃料費調整額を含む電気料金から消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額。

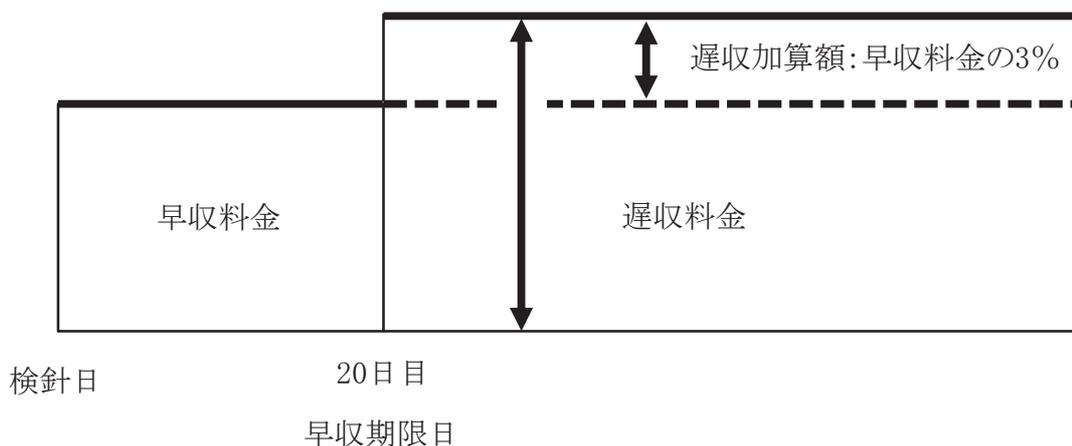
以上

添付資料：早遅収料金制度および延滞利息制度のイメージ

早遅収料金制度および延滞利息制度のイメージ

【早遅収料金制度】

早収期限日（検針日の翌日から 20 日目）前は早収料金を、早収期限日経過後は早収料金の 3% を加算した遅収料金をお支払いいただく制度です。



【延滞利息制度】

支払期日（検針日の翌日から 30 日目）経過後にお支払いいただく場合には、その経過日数に応じて 1 日あたり約 0.03%（年 10%）の延滞利息をいただく制度です。

